
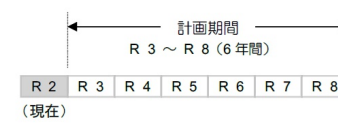

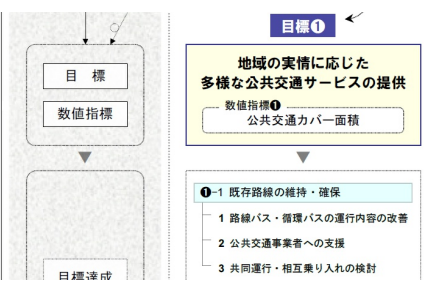
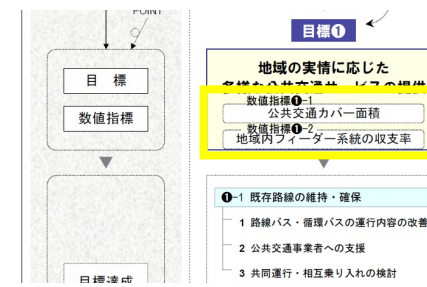


富士市地域公共交通計画 新旧対応表

旧		新	
内容	頁	頁	内容
<p style="text-align: center;">富士市地域公共交通計画</p> <p>1 富士市地域公共交通計画の全体像 12</p> <p>2 公共交通の現状・問題点・課題 14</p> <p>3 理念・基本方針・目標の設定（ロジックツリー） 16</p> <p>4 目標、数値指標、目標を達成するための施策 18</p> <p>5 計画期間と実施主体（全 24 施策） 26</p> <p>Epilogue（おわりに）</p> <p>■ 計画の着実な推進に向けて 32</p>	<p>目次</p> <p>目次</p>	<p style="text-align: center;">富士市地域公共交通計画</p> <p>1 富士市地域公共交通計画の全体像 12</p> <p>2 公共交通の現状・問題点・課題 16</p> <p>3 理念・基本方針・目標の設定（ロジックツリー） 18</p> <p>4 目標、数値指標、目標を達成するための施策 20</p> <p>5 計画期間と実施主体（全 24 施策） 28</p> <p>6 地域公共交通利便増進事業に関する施策 32</p> <p>Epilogue（おわりに）</p> <p>■ 計画の着実な推進に向けて 36</p>	<p>ページ・項目追加に伴うページ番号の変更</p>
<p>（2015年）平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度（2020年） 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度（2025年） 令和8年度</p> <p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正</p> <p>3 「富士市地域公共交通計画」策定（初版）</p> <p>発展的に移行</p> <p>…平成26年の法改正のテーマは「まちづくりとの連携」と「ネットワークの形成」であり、この2つは、本市がかねて（初版策定時）から最も重要視してきたポイントです。</p> <p>…なお、令和2年における法改正では、地域公共交通ネットワークの形成に加え、「地域における輸送資源の総動員」による持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を推進していくことが狙いとなっています。</p> <p>…本市では、「まちづくり」と「ネットワーク」の2つをキーワードに旧計画を策定し、様々な取組みを展開してきましたが、新計画についてもこれまでのスタンスを継承しつつ、さらにブラッシュアップを図ります。</p>	<p>2</p> <p>2</p>	<p>（2015年）平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度（2020年） 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度（2025年） 令和8年度</p> <p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正</p> <p>3 「富士市地域公共交通計画」策定（初版）</p> <p>発展的に移行</p> <p>4 「富士市地域公共交通計画」改定</p> <p>5 「富士市地域公共交通利便増進実施計画」策定</p> <p>利用者の利便増進に資する事業の具体化</p> <p>令和2年における法改正では、地域公共交通ネットワークの形成に加え、「地域における輸送資源の総動員」による持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を推進していくことが狙いとなっています。</p> <p>本市では、「まちづくり」と「ネットワーク」の2つをキーワードに旧計画を策定し、様々な取組みを展開してきましたが、新計画についてもこれまでのスタンスを継承しつつ、さらにブラッシュアップを図ります。</p>	<p>令和2年度の地域公共交通計画策定以降の出来事を追加</p>

旧		新	
内容	頁	頁	内容
<p>-----> ③ 新たな法定計画として「富士市地域公共交通計画」を策定します …新たに「観光・福祉と連携した施策」を位置づけるなど、旧計画から発展的に移行する形で「富士市地域公共交通計画（新計画）」を策定します。 ↳根拠法：「地域公共交通活性化・再生法」の改正／平成 26 年・令和 2 年</p> <p>(2) 計画策定の目的 > 「富士市地域公共交通計画」は、前項の背景・経緯を踏まえ、地域公共交通活性化・再生法に基づいて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させる（＝目的）ための「青写真」として、策定するものです。</p>	3	3	<p>令和 2 年度の地域公共交通計画策定以降の出来事を追加</p> <p>-----> ③ 新たな法定計画として「富士市地域公共交通計画」を策定しました …新たに「観光・福祉と連携した施策」を位置づけるなど、旧計画から発展的に移行する形で「富士市地域公共交通計画（新計画）」を策定しました。 ↳根拠法：「地域公共交通活性化・再生法」の改正／平成 26 年・令和 2 年</p> <p>-----> ④ 法改正に基づき、「富士市地域公共交通計画」を改定します …法改正に対応するほか、新たに「地域公共交通利便増進事業」を位置づけるため、本計画の一部改定を行います。 ↳根拠法：「地域公共交通活性化・再生法」の改正／令和 2 年</p> <p>-----> ⑤ 関連する計画として「富士市地域公共交通利便増進実施計画」を策定します …市内の路線全体を見直し、持続的な移動手段の確保と、利便性向上による利用促進を図るための具体的な事業の実施計画として「富士市地域公共交通利便増進実施計画」を策定します。 ↳根拠法：「地域公共交通活性化・再生法」の改正／令和 2 年</p> <p>(2) 計画策定の目的</p>
<p>継承</p> <p>2つの計画が両輪となり、集約・連携型都市づくりをよりいっそう推進します!</p> <p>富士市 地域公共交通計画</p> <p>富士市 立地適正化計画</p> <p>両輪</p> <p>平成 26 年・令和 2 年に地域公共交通活性化・再生法が改正され「地域公共交通計画」を策定する枠組みが制度化されました。</p> <p>平成 26 年に都市再生特別措置法が改正され広義の都市計画制度として立地適正化計画制度が導入されました。</p> <p>図_富士市地域公共交通計画と他計画との関係</p>	8	8	<p>継承</p> <p>利便増進事業の位置付けと具体化</p> <p>富士市地域公共交通利便増進実施計画</p> <p>富士市 地域公共交通計画</p> <p>富士市 立地適正化計画</p> <p>両輪</p> <p>平成 26 年・令和 2 年に地域公共交通活性化・再生法が改正され「地域公共交通計画」を策定する枠組みが制度化されました。</p> <p>平成 26 年に都市再生特別措置法が改正され広義の都市計画制度として立地適正化計画制度が導入されました。</p> <p>図_富士市地域公共交通計画と他計画との関係</p>

旧		新	
内容	頁	頁	内容
<p>(1) 計画区域</p> <p>➢ 計画区域は、富士市全域（基本的には都市計画区域を対象）とします。</p>  <p>(2) 計画期間</p> <p>➢ 計画期間は、令和3年度（R3）から令和8年度（R8）までの6年間とします。</p>  <p>(3) 計画策定のポイント</p>	10	10	<p>計画区域の修正、利便増進実施計画を追加</p> <p>(1) 計画区域</p> <p>➢ 計画区域は、富士市全域（基本的には都市計画区域を対象）とします。 ※富士市と富士宮市は日常生活で市域を跨いだ移動が見られ、路線バス等の公共交通も市域を跨いで運行しているため、広域的なネットワークのあり方等も含めて検討していく。</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>➢ 計画期間は、令和3年度（R3）から令和8年度（R8）までの6年間とします。</p>  <p>(3) 計画策定のポイント</p>
<p>依然として希薄化しています。 ④ よりスマートな交通環境を実現するには、まだまだ改善の余地があります。</p> <p>☐ 既計画の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ☐ 富士市総合都市交通戦略 ☐ 富士市地域公共交通総合連携計画 ☐ 富士市バス路線再編計画 <p>96 課題立案の糸口</p>  <p>目標①</p> <p>地域の実情に応じた多様な公共交通サービスの提供</p> <p>数値指標① 公共交通カバー面積</p> <p>①-1 既存路線の維持・確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 路線バス・循環バスの運行内容の改善 2 公共交通事業者への支援 3 共同運行・相互乗り入れの検討 	12	12	<p>目標①に新たな数値指標を追加</p> <p>③ 乗って残すという市民意識・交通行動が依然として希薄化しています。 ④ よりスマートな交通環境を実現するには、まだまだ改善の余地があります。</p> <p>☐ 既計画の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ☐ 富士市総合都市交通戦略 ☐ 富士市地域公共交通総合連携計画 ☐ 富士市バス路線再編計画 <p>96 課題立案の糸口</p>  <p>目標①</p> <p>地域の実情に応じた多様な公共交通サービスの提供</p> <p>数値指標① 公共交通カバー面積</p> <p>数値指標② 地域内フリーターシステムの収支率</p> <p>①-1 既存路線の維持・確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 路線バス・循環バスの運行内容の改善 2 公共交通事業者への支援 3 共同運行・相互乗り入れの検討
<p>目標②</p> <p>拠点・地域間の強固な連携によるネットワークの形成</p> <p>数値指標② 公共交通の人口カバー率</p> <p>②-1 乗継・乗換ポイントの機能強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 交通結節点の機能強化・ハード整備 8 交通バリアフリー化の取組み 9 サイクル&ライド、サイクル&バスライド環境の空間整備 <p>目標③</p> <p>みんなで支え・育て・守る意識の啓発・仕組みの構築</p> <p>数値指標③ 地域公共交通利用者数</p> <p>③-1 地域で支える体制・仕組みづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 13 コミュニティ交通サポート制度の継続 14 地域公共交通活性化基金の導入 15 運転士確保に向けた支援 <p>目標④</p> <p>将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入</p> <p>数値指標④ ICカード決済対応（普及）率</p> <p>④-1 運賃決済における利便性の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 19 交通系ICカードの導入検討 20 運賃・料金の乗数化検討 <p>④-2 ICTを活用した利用環境の改善</p>	13	13	<p>目標④に新たな数値指標を追加</p> <p>目標②</p> <p>拠点・地域間の強固な連携によるネットワークの形成</p> <p>数値指標② 公共交通の人口カバー率</p> <p>②-1 乗継・乗換ポイントの機能強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 交通結節点の機能強化・ハード整備 8 交通バリアフリー化の取組み 9 サイクル&ライド、サイクル&バスライド環境の空間整備 <p>目標③</p> <p>みんなで支え・育て・守る意識の啓発・仕組みの構築</p> <p>数値指標③ 地域公共交通利用者数</p> <p>数値指標④-2 地域公共交通の公的負担</p> <p>③-1 地域で支える体制・仕組みづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 13 コミュニティ交通サポート制度の継続 14 地域公共交通活性化基金の導入 15 運転士確保に向けた支援 <p>目標④</p> <p>将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入</p> <p>数値指標④ ICカード決済対応（普及）率</p> <p>④-1 運賃決済における利便性の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 19 交通系ICカードの導入検討 20 運賃・料金の乗数化検討 <p>④-2 ICTを活用した利用環境の改善</p>

旧		新									
内容	頁	頁	内容								
	—	14	新規追加ページ：富士市が目指す地域公共交通体系 (図は省略)								
	—	15	新規追加ページ：同上 (図は省略)								
<p>18</p> <p>数値指標 ①：公共交通カバー面積 (鉄道駅(JR・岳南電車) + バス停(路線バス・コミュニティバス)300m圏域 + デマンドタクシー運行圏域の面積)</p> <p>★誰もが使える身近な「暮らしの足」とするために、公共交通カバー面積の増加を目指します！</p> <p>目標を達成するための施策 ▽ 施策 1～6</p> <p>①-1 既存路線の維持・確保</p> <p>— 施策 1 路線バス・循環バスの運行内容の改善</p>	20	20	<p>20</p> <p>新たな数値指標を追加 施策 1 に「利便増進事業」ラベルを追加</p> <p>数値指標 ①-1：公共交通カバー面積 (鉄道駅(JR・岳南電車) + バス停(路線バス・コミュニティバス)300m圏域 + デマンドタクシー運行圏域の面積)</p> <p>★誰もが使える身近な「暮らしの足」とするために、公共交通カバー面積の増加を目指します！</p> <p>数値指標 ①-2：地域内フィーダーシステムの収支率</p> <p>本市の地域内フィーダーシステムには、民間事業者路線、市自主運行(地域路線・まちなか路線)があり、持続的な運行をするために、平均収支率の目標をそれぞれ 80%、33.3%、20%と設定し利用者の増加や、運行効率の見直し等の取組により、目標達成を目指します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在 (2022 年度運行分)</th> <th>将来 (2026 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間事業者路線平均 62.8%</td> <td>> 80%以上</td> </tr> <tr> <td>地域路線平均 32.3%</td> <td>> 33.3%以上</td> </tr> <tr> <td>まちなか路線平均 26.3%</td> <td>> 20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>目標を達成するための施策 ▽ 施策 1～6</p> <p>①-1 既存路線の維持・確保</p> <p>— 施策 1 路線バス・循環バスの運行内容の改善 利便増進事業</p>	現在 (2022 年度運行分)	将来 (2026 年)	民間事業者路線平均 62.8%	> 80%以上	地域路線平均 32.3%	> 33.3%以上	まちなか路線平均 26.3%	> 20%以上
現在 (2022 年度運行分)	将来 (2026 年)										
民間事業者路線平均 62.8%	> 80%以上										
地域路線平均 32.3%	> 33.3%以上										
まちなか路線平均 26.3%	> 20%以上										
(図は省略)	20	22	施策 7 に「利便増進事業」ラベルを追加 (図は省略)								

旧		新	
内容	頁	頁	内容
(図は省略)	21	23	施策10に「利便増進事業」ラベルを追加 (図は省略)
<p>数値指標 ③：地域公共交通利用者数 (岳南電車・路線バス・コミュニティ交通の1日平均乗車人員(JRを除く))</p> <p>★皆が「当事者意識」を持ち、自ら「乗って支える」ことで、地域公共交通利用者の増加を目指します！</p> <p>目標を達成するための施策 ▽ 施策13~18</p>	22	24	<p>数値指標 ③-1：地域公共交通利用者数 (岳南電車・路線バス・コミュニティ交通の1日平均乗車人員(JRを除く))</p> <p>★皆が「当事者意識」を持ち、自ら「乗って支える」ことで、地域公共交通利用者の増加を目指します！</p> <p>数値指標 ③-2：地域公共交通の公的負担 (岳南電車・路線バス等に対する補助金及びコミュニティ交通の運行費用/利用者)</p> <p>公共交通を維持するため公的負担の効果を測る指標として、利用者1人当たりの公的負担額を用います。</p> <p>様々な施策により公共交通の利用者が増え、運賃収入が増加することで、1人当たりの公的負担額が減少する＝公的な支援がより多くの人に活用されている、と言えます。</p> <p>このことから、1人当たりの公的負担額を約10円減少させることを目標とします。</p> <p>現在(2021)：約146円 > 将来(2026)：約136円</p> <p>目標を達成するための施策 ▽ 施策13~18</p>
(図は省略)	24	26	施策20に「利便増進事業」ラベルを追加 (図は省略)
(図は省略)	25	27	施策21に「利便増進事業」ラベルを追加 (図は省略)
(図は省略)	26	28	施策1、7、10に「利便増進事業」ラベルを追加 (図は省略)
(図は省略)	28	30	施策20、21に「利便増進事業」ラベルを追加 (図は省略)

旧		新																													
内容	頁	頁	内容																												
	—	32	新規追加ページ：6 地域公共交通利便増進事業に関する施策 (図は省略)																												
	—	33	新規追加ページ：同上 (図は省略)																												
	—	34	新規追加ページ：同上 (図は省略)																												
	—	35	新規追加ページ：同上 (図は省略)																												
<p>表_記載事項のチェック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定の記載事項</th> <th>計画に記載のあるページ ※ 必須事項はすべて盛り込み済み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 基本的な方針</td> <td>P16 …基本方針/バランスのとれた都市交通体系を実現するため、公共交通(=動く公共施設)の充実を図ります!</td> </tr> <tr> <td>② 計画の区域</td> <td>P10 …計画区域は、富士市全域(基本的には都市計画区域を対象)とします。</td> </tr> <tr> <td>③ 計画の目標</td> <td>P17 …4つの目標を設定しました。</td> </tr> <tr> <td>④ 事業及びその実施主体</td> <td>P18~ P29 …目標達成に向けた24の施策とそれぞれの実施主体を整理しました。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 達成状況の評価</td> <td>P18~ P25 …4つの目標ごとにそれぞれ達成すべき数値目標を設定しました。 P32 …継続的な進捗管理を行いながら、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルによって着実に計画を推進します。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 計画期間</td> <td>P10 …計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。</td> </tr> </tbody> </table>	法定の記載事項	計画に記載のあるページ ※ 必須事項はすべて盛り込み済み	① 基本的な方針	P16 …基本方針/バランスのとれた都市交通体系を実現するため、公共交通(=動く公共施設)の充実を図ります!	② 計画の区域	P10 …計画区域は、富士市全域(基本的には都市計画区域を対象)とします。	③ 計画の目標	P17 …4つの目標を設定しました。	④ 事業及びその実施主体	P18~ P29 …目標達成に向けた24の施策とそれぞれの実施主体を整理しました。	⑤ 達成状況の評価	P18~ P25 …4つの目標ごとにそれぞれ達成すべき数値目標を設定しました。 P32 …継続的な進捗管理を行いながら、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルによって着実に計画を推進します。	⑥ 計画期間	P10 …計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。	30	36	<p>ページ番号の変更</p> <p>表_記載事項のチェック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定の記載事項</th> <th>計画に記載のあるページ ※ 必須事項はすべて盛り込み済み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 基本的な方針</td> <td>P18 …基本方針/バランスのとれた都市交通体系を実現するため、公共交通(=動く公共施設)の充実を図ります!</td> </tr> <tr> <td>② 計画の区域</td> <td>P10 …計画区域は、富士市全域(基本的には都市計画区域を対象)とします。</td> </tr> <tr> <td>③ 計画の目標</td> <td>P19 …4つの目標を設定しました。</td> </tr> <tr> <td>④ 事業及びその実施主体</td> <td>P20~ P31 …目標達成に向けた24の施策とそれぞれの実施主体を整理しました。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 達成状況の評価</td> <td>P20~ P27 P38 …4つの目標ごとにそれぞれ達成すべき数値目標を設定しました。 …継続的な進捗管理を行いながら、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルによって着実に計画を推進します。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 計画期間</td> <td>P10 …計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。</td> </tr> </tbody> </table>	法定の記載事項	計画に記載のあるページ ※ 必須事項はすべて盛り込み済み	① 基本的な方針	P18 …基本方針/バランスのとれた都市交通体系を実現するため、公共交通(=動く公共施設)の充実を図ります!	② 計画の区域	P10 …計画区域は、富士市全域(基本的には都市計画区域を対象)とします。	③ 計画の目標	P19 …4つの目標を設定しました。	④ 事業及びその実施主体	P20~ P31 …目標達成に向けた24の施策とそれぞれの実施主体を整理しました。	⑤ 達成状況の評価	P20~ P27 P38 …4つの目標ごとにそれぞれ達成すべき数値目標を設定しました。 …継続的な進捗管理を行いながら、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルによって着実に計画を推進します。	⑥ 計画期間	P10 …計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。
法定の記載事項	計画に記載のあるページ ※ 必須事項はすべて盛り込み済み																														
① 基本的な方針	P16 …基本方針/バランスのとれた都市交通体系を実現するため、公共交通(=動く公共施設)の充実を図ります!																														
② 計画の区域	P10 …計画区域は、富士市全域(基本的には都市計画区域を対象)とします。																														
③ 計画の目標	P17 …4つの目標を設定しました。																														
④ 事業及びその実施主体	P18~ P29 …目標達成に向けた24の施策とそれぞれの実施主体を整理しました。																														
⑤ 達成状況の評価	P18~ P25 …4つの目標ごとにそれぞれ達成すべき数値目標を設定しました。 P32 …継続的な進捗管理を行いながら、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルによって着実に計画を推進します。																														
⑥ 計画期間	P10 …計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。																														
法定の記載事項	計画に記載のあるページ ※ 必須事項はすべて盛り込み済み																														
① 基本的な方針	P18 …基本方針/バランスのとれた都市交通体系を実現するため、公共交通(=動く公共施設)の充実を図ります!																														
② 計画の区域	P10 …計画区域は、富士市全域(基本的には都市計画区域を対象)とします。																														
③ 計画の目標	P19 …4つの目標を設定しました。																														
④ 事業及びその実施主体	P20~ P31 …目標達成に向けた24の施策とそれぞれの実施主体を整理しました。																														
⑤ 達成状況の評価	P20~ P27 P38 …4つの目標ごとにそれぞれ達成すべき数値目標を設定しました。 …継続的な進捗管理を行いながら、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルによって着実に計画を推進します。																														
⑥ 計画期間	P10 …計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。																														